

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第561号)

平成20年10月17日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年3月17日健生活第1368号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

- (1) 「資金計画書（平成18年5月11日受領）」、「使用权設定計画書（平成
18年5月11日受領）」、「貸借対照表（平成18年10月16日受領）」、「財
産目録（平成18年10月16日受領）」、「普通財産（土地）一覧表（平成18
年10月16日受領）」、「捜査関係事項照会書（平成19年6月22日受領）」
及び「上記照会書に対する提供資料」の非開示決定に対する異議申立て
- (2) 「当該墓地計画地内の土地所有者 特定個人との売買契約書」の非開示
決定に対する異議申立て
- (3) 「墓地等事前届出書に基づく墓地等連絡調整会議の開催について（都筑
区牛久保町）（平成18年度 健生活第1104号）のうち墓地等事前届出書」、
「特定墓地事業者Aに対する指導書について（平成17年度 衛生活第
10667号）」、「特定墓地に対する指導内容の通知について（平成17年度
衛生活第10673号）」及び「旭区桐が作の墓地計画に関するあっせん申し
出書の取り下げについて（通知）（平成18年度 健生活第1119号）」の一
部開示決定に対する異議申立て

についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「資金計画書（平成18年5月11日受領）、使用権設定計画書（平成18年5月11日受領）、貸借対照表（平成18年10月16日受領）、財産目録（平成18年10月16日受領）及び普通財産（土地）一覧表（平成18年10月16日受領）」、「捜査関係事項照会書（平成19年6月22日受領）及び上記照会書に対する提供資料」、「墓地等事前届出書に基づく墓地等連絡調整会議の開催について（都筑区牛久保町）（平成18年度 健生活第1104号）のうち墓地等事前届出書」、「特定墓地事業者Aに対する指導書について（平成17年度 衛生活第10667号）」、「特定墓地に対する指導内容の通知について（平成17年度 衛生活第10673号）」及び「旭区桐が作の墓地計画に関するあっせん申し出書の取り下げについて（通知）（平成18年度 健生活第1119号）」を非開示及び一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分を開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

また、横浜市長が、「当該墓地計画地内の土地所有者 特定個人との売買契約書」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「資金計画書（平成18年5月11日受領）、使用権設定計画書（平成18年5月11日受領）、貸借対照表（平成18年10月16日受領）、財産目録（平成18年10月16日受領）及び普通財産（土地）一覧表（平成18年10月16日受領）」（以下「文書1」という。）、「捜査関係事項照会書（平成19年6月22日受領）及び上記照会書に対する提供資料」（以下「文書2」という。）、「当該墓地計画地内の土地所有者 特定個人との売買契約書」（以下「文書3」という。）、「墓地等事前届出書に基づく墓地等連絡調整会議の開催について（都筑区牛久保町）（平成18年度 健生活第1104号）のうち墓地等事前届出書」（以下「文書4」という。）、「特定墓地事業者Aに対する指導書について（平成17年度 衛生活第10667号）」（以下「文書5」という。）、「特定墓地に対する指導内容の通知について（平成17年度 衛生活第10673号）」（以下「文書6」という。）及び「旭区桐が作の墓地計画に関するあっせん申し出書の取り下げについて（通知）（平成18年度 健生活第1119号）」（以下「文書7」という。文書1から文書7までを総称して、以下「本件申立文書」

という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成19年12月26日付で行った非開示決定並びに平成20年1月25日付で行った非開示決定及び一部開示決定(以上を総称して、以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号並びに第9条に該当するため全部又は一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書7のうち、あっせん申出書に記載されている、調整を求める相手方の住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 文書1に記録されている特定墓地事業者Bの墓地計画における資金の計画及び財産の状況については、当該事業者の経営方針や経理等、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

イ 文書4に記録されている特定墓地事業者Bの資金計画中の総事業費、自己資金及び借入金の金額並びに事業計画中の永代使用料、使用権設定完了予定期間及び計画地の買収予定時期については、当該事業者の経営方針や経理等、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

ウ 文書6に記録されている石材店の名称及び代表者氏名については、特定墓地事業者Aの取引先に係る情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書2に記録されている特定墓地事業者Bに係る所轄警察からの刑事訴訟法

(昭和23年法律第131号)第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書及びこれに対する提供資料については、捜査内容が示されており、開示することにより捜査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 文書5及び文書6に記録されている是正指導中の墓地に係る指導内容については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。)及び横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第57号。以下「墓地条例」という。)に基づく墓地の指導是正の事務に関する情報であって、公にすることにより、指導の相手方との信頼関係が損なわれ、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、ひいては当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 文書7に記録されているあっせん調整に係る調整内容及び調整経過については、仮にこれを開示した場合、紛争当事者双方の意見や見解が公になることとなり、安心して相談することができないという危惧の念を紛争当事者に抱かせ、紛争当事者との信頼関係が損なわれるおそれがある。さらに、あっせん事務は文書資料や口頭による意見聴取などを含めて総合的に勘案して進めているため、調整過程の一部のみが断片的に公になった場合、あっせん事務の中立性、公正性について誤解と混乱を招くおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第9条の該当性について

文書3については、特定の個人を指定した上で開示請求が行われているため、当該文書が存在しているか否かを答えること自体が、当該個人に係る売買契約の有無を示すこととなり、条例第7条第2項第2号により非開示として保護すべき個人に関する情報を開示することと同様の効果が生じることとなる。

また、仮に文書3が存在するとしても、本件請求に係る情報は、特定の個人に係る情報であって、当該特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2項第2号に該当し、非開示となるものである。

以上のことから、条例第9条に該当すると判断し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件処分は、違法ないし不当である。墓地建設における公益性を考えると、周辺住民が詳細な事業計画について知るのは当然である。
- (3) 特定墓地事業者Bによる墓地事業説明会において、暴力団風の男が事業者側の席に座っていた。また、このことについて特定墓地事業者Bの見解が度々変わるため、不信感を抱いている。公益事業とみなされている墓地事業の観点、住民の安全及び今後の公益の観点から開示を求める。
- (4) 条例第7条第2項第2号の該当性について
石材店、土地売買契約者の氏名、生年月日その他の個人を識別できる情報に関して開示できないことは理解している。
- (5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について
ア 特定墓地事業者Bは公共事業と同等の事業を行おうとしており、権利、正当な利益、内部管理に関する情報については、地方公共団体、公益法人と同じ区分になると考える。情報公開されてしかるべきである。
イ 競争上の地位に関しては、既に特定墓地事業者Bは標識設置を行っており、他の事業者と競争になり得ないため、公開することで何らかの利益を害するとは考えられない。
- (6) 条例第7条第2項第6号の該当性について
ア 本件墓地経営許可事務手続について、既に実施機関自身が、判断できないと回答している。これは、監査、検査、取締りが行われていないということである。申立人の指摘により、特定墓地事業者Bに対して行政指導を繰り返しているが、特定墓地事業者Bはなかなか従わない。実施機関は、行政指導に従うか従わないかは、墓地事業者の自由であり、従わない場合は手続が進まないだけとの見解を示しているが、手続が進行してきた経緯がある。
イ 実施機関における裁量権についての見解が二転三転しており、申立人は混乱している。
ウ 所轄警察への問い合わせは、協議が公正に行われていなかったために、神奈川県知事に住民の生命と安全の確保に関する陳情書を提出した後に行ったものであり、陳情の趣旨に沿って、個人情報を除いた部分に関して公開されるべきと考える。また、捜査に支障をきたすということであれば、現在も捜査中であり、公安の観点から本手続を進め、住民と協議を行わせていること自体に、矛盾が生じる

と考える。

エ 平成19年4月22日に行われた墓地計画説明会において、特定墓地事業者Bが過去の説明会に来ていたのは暴力団であったことを認める発言をしたため、住民がそのことは誰から聞いたのか質問したところ、横浜市から聞いた旨の発言をしていた。しかし、平成19年11月25日に同じ質問を文書で特定墓地事業者Bにしたところ、「誰から聞いたのかは、記憶にありません。彼らの風体からそのように感じたのかもしれませんが。」との回答であった。実施機関は、申立人が暴力団風の男たちについて、住民が「強面の方々」「怖い人たち」と表現したことに対して、人を人相・身なりで判断することは差別になるのでやめるよう指導したのに、特定墓地事業者Bには異なった内容を伝えており、公正さを欠いている。

(7) 条例第9条の該当性について

非開示の根拠が述べられていないので教示してほしい。墓地経営の健全性、公共性の観点から、周辺地区に居住する住民や今後墓地を購入する予定者の公益の確保のため公開されるべきと考える。なぜなら、特定墓地事業者Bが売買契約を交わした相手は、事業に協力し土地を売買する立場であるからである。

5 審査会の判断

(1) 墓地経営許可に係る事務について

墓地を經營しようとする者は、墓地埋葬法及び墓地条例に基づき、市長に申請し許可を受けなければならないこととされている。また、墓地埋葬法及び墓地条例では、市長は必要があると認めるときは、その職員に墓地を調査させ、又は墓地の管理者から必要な報告を求めることができる旨が規定されている。

実施機関は、上記申請に対する審査及び許可に係る事務並びに許可を受けた墓地事業者に対する指導の事務を行っている。

(2) 本件申立文書について

文書1は、墓地埋葬法第10条第1項の規定に基づく経営許可申請に先立ち、円滑な審査を行う等の目的で実施機関が行った行政指導により、特定墓地事業者Bから任意に提供された、墓地計画における資金の計画を示す書類及び財産の状況を示す書類である。文書2は、特定墓地事業者Bに係る所轄警察からの刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会書及びこれに対する実施機関の提供資料である。文書3は、当該墓地計画地内の土地所有者である特定個人が土地を売却する旨の契約書であると解される。文書4は、墓地経営許可等における事前審査要綱（平成16

年 9 月衛生活第 205 号) に基づき、特定墓地事業者 B から提出された墓地等事前届出書及び添付書類である。文書 5 は、特定墓地事業者 A に対して指導することを決定した起案文書であって、起案表紙、起案本文、通知文案及び過去に作成した通知文で構成されている。文書 6 は、特定墓地事業者 A に対する指導の事実及び指導内容を取引先である石材店に通知することを決定した起案文書であって、起案表紙、起案本文及び通知文案で構成されている。文書 7 は、特定墓地事業者 C による墓地計画に係るあっせんに関して、特定墓地事業者 C からあっせん申出書の取下願の提出があった旨を健康福祉局健康安全部生活衛生課から旭福祉保健センター生活衛生課あて通知することを決定した起案文書であって、起案表紙、起案本文、通知文案、健康福祉局総務部相談調整課から収受した通知文、取下書、あっせん申出書及び「あっせん申出書提出から取り下げまでの主な経緯」で構成されている。

実施機関は、本件申立文書のうち、文書 1 及び文書 2 の全部を非開示とし、文書 3 を存否応答拒否による非開示とし、文書 4 の墓地等事前届出書に記載された資金計画に関する金額、永代使用权設定に関する金額及び期間並びに土地の買収予定時期並びに文書 5 に記載された指導内容並びに文書 6 に記載された指導内容並びに取引先である石材店の名称及び代表者氏名並びに文書 7 に記載されたあっせん調整に係る調整内容及び調整経過並びに個人の住所を非開示としている。

なお、申立人は、個人を特定できる情報について開示できないことは理解している旨を意見書に記述しており、当審査会としても、文書 7 に記載された個人の住所は、条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当する情報として非開示が妥当と考える。よって、当該部分については争いがないため、当審査会としてはその余の非開示部分について以下判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 3 号アの該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 3 号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 1 及び文書 4 については、特定墓地事業者 B の経営方針や経理等、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることによ

り、当該事業者の競争上の地位を害するおそれがあることから、本号アに該当し、文書6については、特定墓地事業者Aの取引先に係る情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、やはり本号アに該当し、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 文書1及び文書4については、実施機関の主張するとおり、確かに特定墓地事業者Bの経営方針や経理等、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であると言える。しかし、墓地経営事業は、墓地条例第6条によってその経営主体が原則として地方公共団体、宗教法人及び公益法人に限られていることや「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年厚生省生活衛生局長通知）において墓地には永続性・非営利性が求められていることからもうかがえるように、公益的な事業であると考えられる。そうであるならば、永続性確保の観点から墓地利用者の保護や経営状況の的確な把握が可能となるよう事業の透明性が求められ、また、非営利性の観点から通常の私企業間におけるような競争性は認められないのであって、実施機関が主張するような競争上の地位を害するようなおそれは考えにくい。

他方、本号アの「権利」には、財産上の権利のみならず、信教の自由も含まれると解されている。特定墓地事業者Bは宗教法人であることから、文書1及び文書4の開示にあたっては、墓地経営事業の公益性のみならず、宗教法人の信教の自由に対する配慮が求められる。

そこで、開示・非開示の判断にあたっては、宗教法人の信教の自由と墓地経営事業の公益性という二つの観点から検討する必要がある。

エ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）においては、宗教法人は、財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表を、その他法に定める書類及び帳簿とともに事務所に備えなければならないこととされており（同法第25条第2項）、さらに毎会計年度終了後四月以内に、それらの書類の写しを所轄庁に提出しなければならないこととなっている（同法第25条第4項）。一方で、同法は、宗教法人の事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を「信者その他の利害関係人」に限定しており（同法第25条第3項）、さらに、所轄庁が宗教法人から提出された書類を取り扱う場合及び宗教法人に対する所轄庁の行為全般について「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定している（同法第25条第5項及び第84条）。これらの規定は、宗教法人の書類を一般に公開すると日本国憲

法第20条で保障する信教の自由を害するおそれがあることから、これらの書類に秘匿の必要性があることを示すものであると解される。

宗教法人の秘匿の必要性がある事項が一般に公開されれば、宗教法人の管理運営にかかわりを有しない第三者により、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷など、自由な宗教活動を妨害するための材料や宗教法人の自立的な運営に干渉するための材料として使われ、様々な宗教上の活動に不利益を与えるおそれがあることは否定できない。

この理は、墓地経営許可事務に関して宗教法人から提出された同種の文書にも当てはまると考えられる。

したがって、文書1のうち貸借対照表、財産目録及び普通財産（土地）一覧表については、宗教法人本来の財産・経理に関する情報であり、宗教法人の本来の宗教活動に関わるものであるから、これを開示すると当該宗教法人の正当な利益が害されるおそれがあるため、本号アに該当すると認められる。ただし、基本財産の総額については、宗教法人法第52条第2項に定める登記記載事項であって公知の事項であることから、本号に該当しない。

他方、文書1のうち資金計画書及び使用権設定計画書（販売計画書）並びに文書4については、墓地経営事業そのものに関する文書であるため、ウで述べた墓地経営事業の公益性を考慮すると、これを開示したとしても当該宗教法人の正当な利益が害されるとまでは認められず本号アには該当しない。ただし、このうち自己資金及び一般会計返却の金額等については、これを開示すると宗教法人本来の財産・経理の状況が推測され、当該宗教法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、文書1の資金計画書の明細並びに文書4の自己資金及び借入金の金額は、本号アに該当すると認められる。

オ 文書6の非開示部分は、特定墓地事業者Aの取引先である石材店の名称及び代表者氏名であるが、これらの情報を開示した場合、結果的に当該石材店にとっての主要な事業に係る取引先が公になることとなる。当該石材店にとっての主要な事業に係る取引先が公になった場合、他の石材店との間で競争上不利な地位になるなど事業活動を損なう可能性があることは否定できないことから、本号アに該当する。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する

情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 2 については、特定墓地事業者 B に係る所轄警察からの刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会書及びこれに対する提供資料であって捜査内容が示されており、開示することにより、捜査当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、本号に該当し、文書 5 及び文書 6 については、墓地埋葬法及び墓地条例に基づく墓地の是正指導の事務に関する情報であって、公にすることにより、指導の相手方との信頼関係が損なわれ、当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、ひいては当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、文書 7 については、墓地条例に基づくあっせん事務に係る調整内容及び調整経過であり、仮にこれを開示した場合、紛争当事者双方の意見や見解が公になることとなり、安心して相談することができないという危惧の念を紛争当事者にいだかせ、紛争当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、あっせん事務は文書資料や口頭による意見聴取等を含めて総合的に勘案して進めているため、調整過程の一部のみが断片的に公になった場合、あっせん事務の中立性、公正性について誤解と混乱を招くおそれがあることから、本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 文書 2 は、刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく文書であり、司法警察職員が犯罪の捜査にあたって公務所又は公私の団体に照会が必要な場合に作成する捜査関係事項照会書及びこれに対する提供資料であるが、このような捜査に関する文書が公になった場合、どのような資料を捜査当局が請求していたかが判明することとなる。その結果、捜査当局がどのような着眼点や考慮要素を持っていたかが明らかとなり、捜査当局の今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当する。

なお、本件処分で実施機関は非開示決定を行っていることから、特定墓地事業者 B に関して捜査が行われていることは公にされていることになるが、このような捜査の有無を公にすることで捜査当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことも十分に考えられることから、実施機関においては条例第 9 条で規定する存否応答拒否を検討すべきであったと考える。

エ 文書 5 及び文書 6 の非開示部分は、通知文案及び通知文に記載された指導内容である。当審査会が当該通知文案及び通知文を見分したところ、指導内容が詳細かつ具体的に記載されており、これらの情報が開示された場合、指導の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の墓地是正指導事務を行うにあたり、指導の相手方が従わなくなる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当する。

オ 文書 7 の非開示部分は、「あっせん申出書提出から取り下げまでの主な経緯」に記載された調整内容及び調整経過であるが、実施機関は、記載されている経緯は実際の調整過程の一部であり、このような調整過程の一部のみが断片的に公になった場合、あっせん事務の中立性、公正性について誤解と混乱を招くおそれがあると主張している。しかし、そもそも文書を作成するにあたっては、様々な事実の中から文書の作成目的等に応じて情報を取捨選択して記載するものであり、すべての事実が漏れなく記載されているとは限らない。また、一般論として事実関係の一部のみが公になった場合に誤解と混乱を招くことがあり得るとしても、当審査会が「あっせん申出書提出から取り下げまでの主な経緯」を見分したところ、調整過程の概要が事実に沿って簡潔にまとめられており、読み手の誤解や混乱を招くような箇所があるとは認められなかった。

他方、紛争当事者双方の意見や見解が公になることとなり、安心して相談することができないという危惧の念を紛争当事者にいだかせ、紛争当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの主張については、紛争当事者との信頼関係が損なわれると今後の墓地経営の許可に際してあっせんの申出がなされにくくなるなど墓地経営許可事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるという点で首肯できる。しかしながら、当審査会が「あっせん申出書提出から取り下げまでの主な経緯」を見分したところ、「6/11」及び「8/17」の記載内容の一部については、紛争当事者双方の意見や見解であることが認められるが、その余の部分は、単なる事実の記載に過ぎず、これらを開示したとしても、紛争当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認められなかった。したがって、「あっせん申出書提出から取り下げまでの主な経緯」のうち「6/11」及び「8/17」の記載内容の一部については本号に該当し、その余の部分については本号に該当しない。

(5) 条例第 9 条の該当性について

ア 条例第 9 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在してい

るか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 実施機関は、文書3については、その存否を答えること自体が条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当する情報を開示することとなることから、条例第9条に該当するとして非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 本件請求は、特定の個人を名指しして、当該個人が土地売買契約を締結したことを前提として、その契約書の開示を求めたものであるが、文書3は、特定個人が土地を売却することを前提として作成されるものである。したがって、文書3の存否を答えることは、当該特定個人が土地を売却することを契約しているか否かを示すことと同様の結果となるものと認められる。

文書3の存否情報は、特定個人が土地を売却するか否かという個人情報であることは明らかであると同時に、当然に当該個人の識別性を有する情報であると認められることから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、文書3の存否を答えることは、同号の非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定に基づき文書3の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否すべきものと認められる。

エ 以上のことから、文書3について、条例第9条を適用したことは妥当であると考えられる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち文書3を除く文書を非開示及び一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分を開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

また、実施機関が文書3を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名	開示すべき部分
文書 1 中の資金計画書	様式名 表題 通貨単位に関する注 項目を含む表の枠組み(手書きのメモを含む。) 大項目ごと、年ごとの合計及び差額に係る金額 が記載された欄
文書 1 中の使用権設定計画書（販売計画書）	すべて
文書 1 中の貸借対照表	表題 時点に関する注 「基本財産合計」の行
文書 1 中の財産目録	表題 宗教法人名 時点に関する注 「基本財産計」の行
文書 4 中の墓地等事前届出書	次に掲げる部分を除くすべて ・「自己資金」及び「借入金」の金額
文書 7 中の「あっせん申出書提出から取り下げまでの主な経緯」	「H18」のうち、下記に掲げる部分を除くすべて ・「6/11」の14文字目から22文字目まで ・「8/17」の14文字目から23文字目まで

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年3月17日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成20年3月27日 (第124回第一部会) 平成20年3月28日 (第123回第二部会) 平成20年4月4日 (第56回第三部会)	・諮問の報告
平成20年4月18日 (第57回第三部会)	・審議
平成20年4月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年5月9日 (第58回第三部会)	・審議
平成20年5月30日 (第59回第三部会)	・異議申立人から意見陳述 ・審議
平成20年6月20日 (第60回第三部会)	・審議
平成20年7月4日 (第61回第三部会)	・審議
平成20年7月18日 (第62回第三部会)	・審議
平成20年8月1日 (第63回第三部会)	・審議
平成20年8月22日 (第64回第三部会)	・審議
平成20年8月28日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成20年9月2日 (第65回第三部会)	・審議
平成20年9月16日 (第66回第三部会)	・審議